

不利益処分 の 処分基準

処 分 名		故意の場合の給付制限		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 60 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 12 条		
	基 準	1 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、疾病・負傷したとき。 ○同法第 60 条 療養の給付等を行わない。 ◎保険事故としての疾病・負傷の程度や範囲は、診療の必要性に関する医学上の客観的判断による。 ◎傷病の原因となった行為が反社会的なものであったり、傷病の発生についての偶然性をそこなうものである場合等、相扶共済の精神にのっとって運営される国保制度によって救済することが不合理である場合である。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				